

基発第0128003号

平成21年1月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業実施要綱」等の改正について

標記については、平成11年4月1日付け基発第220号「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業の実施について」（以下「局長通達」という。）において示しているところであるが、今般、本事業について財務省による平成20年度予算執行調査が行われ、その結果、本事業を終了した事業場における安全衛生活動の定着が不十分であるとして、内容の見直しによる効率化を図るよう指摘されたところである。

ついては、別添のとおり局長通達及び小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業実施要綱を改正したので、事業の円滑な実施に努めるよう取り計らい願いたい。

○「小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業の実施について」（平成11年4月1日付け基発第220号） 新旧対照表
 （下線部は改正部分）

改 正 案	現 行
記 1 候補団体の選定について (1) 各局管内における労働災害発生状況及び各局の重点施策を踏まえて、労働安全衛生面で改善を期し、本事業の効果が期待できる団体を選定すること。 <u>(2) 労働災害発生件数の多い団体を優先すること。</u> <u>(3) 本事業の効果が、登録された団体の事業場以外の事業場にも波及することが期待できる団体を選定すること。</u> <u>(4) 選定する団体の属する事業場の主な業種について、製造業以外の業種については偏りが生じないよう配慮すること。</u> <u>(5) 各局2団体を目安として選定すること。</u> 2 行政の指導、援助 本事業は、委託事業として実施するものであるが、行政としてもその効果的かつ円滑な実施を図るため、必要な指導、援助に努めること。	記 1 対象団体の選定について (1) 各局管内における労働災害発生状況及び各局の重点施策を踏まえて、労働安全衛生面で改善を期し、本事業の効果が期待できる団体を選定すること。 <u>(2) 当面、製造業に属する事業場を主たる構成員とする団体を選定すること。</u> <u>(3) 各局2団体を目安として選定すること。</u> 2 行政の指導、援助 本事業は、委託事業として実施するものであるが、行政としてもその効果的かつ円滑な実施を図るため、必要な指導、援助に努めること。
別添 小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業実施要綱 1 目的 本事業は、小規模事業場における安全衛生活動計画の策定、安全衛生教育等の基本的安全衛生活動の実施について2年間支援し、更に、自主的及び継続的に安全衛生活動を実施できるよう、自立準備のため1年間、中長期的な安全衛生活動計画の策定のための支援を行うことにより、小規模事業場の労働安全衛生水準の向上を図ることを目的とする。	別添 小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業実施要綱 1 目的 本事業は、小規模事業場における安全衛生活動計画の策定、安全衛生教育等の基本的安全衛生活動の実施について2年間支援し、更に、自主的及び継続的に安全衛生活動を実施できるよう、自立準備のため1年間、中長期的な安全衛生活動計画の策定のための支援を行うことにより、小規模事業場の労働安全衛生水準の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業は、厚生労働省と委託契約を締結した者が実施する。なお、事業の実施に当たっては、厚生労働省と十分な連携の下に行うものとする。

3 事業の対象

次の要件を満たす事業場の団体及びその事業場に対して行う。

なお、本事業において支援を行う団体及びその事業場は、委託者が選定し、4（16）により受託者が適格性を審査する。

- （1）小規模事業場を主たる構成員とする団体であること。なお、小規模事業場とは、中小企業（資本額又は出資額が1億円以下の法人又は常時使用される労働者数が300人以下）のうち常時使用される労働者数が50人未満の事業場をいう。
- （2）団体の運営に関する規約、役員、事務局等が定められており、継続した活動が期待できる団体であること。
- （3）地域的にまとまりのある団体であること。

4 事業の概要

小規模事業場を主たる構成員とする団体及びその事業場（以下「団体等」という。）に対し、以下（1）から（11）の内容の事業を行うとともに、その成果を、団体等以外の小規模事業場へ波及させるために、（12）から（14）の事業を行う。

ただし、（5）については、団体を構成している全ての小規模事業場において実施する。また、（6）から（8）については、団体を構成している小規模事業場における危険・有害業務の内容、安全衛生教育の実施状況、機械設備の点検実施状況、災害発生

2 実施主体

本事業は、以下に示す要件を満たす者と厚生労働省とが委託契約を締結し、当該者が実施する。

- （1）全国斉一的に事業を実施できる者であること。
- （2）事業場に対する調査・指導が実施できる事業主団体であること。
- （3）労働災害防止に関する専門的な知見を有する者が確保できること。
- （4）労働災害防止に対する指導・研修等の実績があること。

3 事業の対象

次の要件を満たす事業場の団体及びその事業場に対して行う。

なお、本事業において支援援助を行う団体及びその事業場は、4（11）により受託者が適格性を審査し、委託者が決定する。

- （1）小規模事業場を主たる構成員とする団体であること。なお、小規模事業場とは、中小企業（資本額又は出資額が1億円以下の法人又は常時使用される労働者数が300人以下）のうち常時使用される労働者数が50人未満の事業場をいう。
- （2）団体の運営に関する規約、役員、事務局等が定められており、継続した活動が期待できる団体であること。
- （3）地域的にまとまりのある団体であること。

4 事業の概要

小規模事業場を主たる構成員とする団体及びその事業場（以下「団体等」という。）に対し、以下（1）から（10）の内容の事業を行うとともに、その成果を、団体等以外の小規模事業場へ波及させるために、（12）から（13）の事業を行う。

状況等を踏まえ、必要に応じて実施する。

(1) 普及・広報

団体等の安全衛生活動の促進及び安全衛生意識の向上を図る。
また、事業を広く周知させるための資料を作成し、幅広く効果的に配布する。

(2) 安全衛生活動等実態調査

団体等の安全衛生水準、安全衛生活動等の実態を把握するため、災害発生状況、安全衛生活動実施状況等を1回程度調査する。

(3) 安全衛生管理活動の指導

団体等の安全衛生活動計画の策定及び団体安全衛生活動の企画立案を指導する。

(4) 構成事業場会議等の開催

本事業に対する理解を深め、団体等における安全衛生活動の推進を図るため、団体及び全ての事業場の代表者を参集した構成事業場会議を年1回以上開催する。また、安全衛生活動計画の実施、その他団体安全衛生活動の推進に当たり、団体等の管理監督者を参集した運営委員会を年4回程度開催し、安全衛生活動の実施を指導し、資金援助を行う。

(5) 安全衛生診断の指導等

団体の小規模事業場に対し、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、安全管理士又は衛生管理士による安全衛生診断を受けることを指導し、資金援助を行う。

(1) 普及・広報

団体等の安全衛生活動の促進及び安全衛生意識の向上を図る。
また、事業を広く周知させるための資料を作成し、幅広く効果的に配布する。

(2) 安全衛生活動等実態調査

団体等の安全衛生水準、安全衛生活動等の実態を把握するため、災害発生状況、安全衛生活動実施状況等を1回程度調査する。

(3) 安全衛生管理活動の指導等

団体等の安全衛生活動計画の策定及び団体安全衛生活動の企画立案をする。また、安全衛生活動計画の実施、その他団体安全衛生活動の推進に当たり、団体及び小規模事業場の管理監督者を参集した運営委員会を年4回程度開催し、安全衛生活動の実施を指導し、支援する。

以下の(4)から(7)については、団体を構成している小規模事業場における危険・有害業務の内容、安全衛生教育の実施状況、機械設備の点検実施状況、災害発生状況等を踏まえ、必要に応じ実施する。

←【(7)より移動】

(6) 安全衛生教育等の指導等

団体の小規模事業場に対し、その使用する労働者が次の安全衛生教育等を受講することを指導し、必要に応じて資金援助を行う。

- イ 技能講習
- ロ 特別教育等
- ハ 職長等の教育
- ニ 能力向上教育等
- ホ その他労働災害防止に資する教育

(7) 機械設備安全化等の指導等

団体の小規模事業場に対し、所有する機械設備に係る次の点検の実施等を指導し、必要に応じて資金援助を行う。

- イ 動力プレス及びフォークリフトの特定自主検査
- ロ 木材加工用機械、動力プレス、研削盤等の危険機械の
日常点検のマニュアル及び作業標準書の作成

(8) 特殊健康診断等の指導等

団体の小規模事業場に対し、特殊健康診断及び作業環境測定等の実施を指導し、必要に応じて資金援助を行う。また、労働者数10人未満の小規模事業場に対し、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対する特定業務従事者の健康診断の実施を指導し、必要に応じて資金援助を行う。

【(5)へ移動】←

(9) 安全衛生活動結果の評価・分析

団体及びその小規模事業場が行った安全衛生活動結果の評価及び分析を行い、委託者に報告する。

(10) 経営者安全衛生講習会の開催

団体に属する事業場の経営首脳者の安全衛生知識を高め、安全衛生意識を向上させるための経営者安全衛生講習会を47都道府県で年1回以上開催する。

(4) 安全衛生教育等の指導等

団体の小規模事業場に対し、その使用する労働者が次の安全衛生教育等を受講することを指導し、必要に応じて資金援助を行う。

- イ 技能講習
- ロ 特別教育等
- ハ 職長の教育等
- ニ 能力向上教育等

(5) 機械設備安全化等の指導等

団体の小規模事業場に対し、所有する機械設備に係る次の点検の実施等を指導し、必要に応じて資金援助を行う。

- イ 動力プレス及びフォークリフトの特定自主検査
- ロ 木工加工用機械、動力プレス、研削盤等の危険機械の
日常点検のマニュアル及び作業標準書の作成

(6) 特殊健康診断等の指導等

団体の小規模事業場に対し、特殊健康診断及び作業環境測定等の実施を指導し、必要に応じて資金援助を行う。また、労働者数10人未満の小規模事業場に対し、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対する特定業務従事者の健康診断の実施を指導し、必要に応じて資金援助を行う。

(7) 安全衛生診断の指導等

団体の小規模事業場に対し、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント、安全管理士又は衛生管理士による安全衛生診断を受けることを指導し、必要に応じて資金援助を行う。

(8) 安全衛生活動結果の評価・分析

団体及びその小規模事業場が行った安全衛生活動結果の評価及び分析を行い、委託者に報告する。

(9) 経営者安全衛生講習会の開催

団体に属する事業場の経営首脳者の安全衛生知識を高め、安全衛生意識を向上させるための経営者安全衛生講習会を47都道府県で年1回程度開催する。

(11) 自立のための支援

団体が、自主的及び継続的に安全衛生活動が実施できるよう、自立準備のため、次の事項を行う。

イ 中長期的な安全衛生活動計画の策定及び実施についての指導

ロ 安全衛生関連情報の提供

【(16)へ移動】←

(12) 事例集の作成・配布

安全衛生活動実施状況等について、事業場の実地調査及び指導等を行い、事例について取りまとめ、事業主に対し、幅広く紹介する。

(13) 業種別安全衛生活動マニュアルの作成・配布

本事業の結果を踏まえ、全国的組織を有する業種別団体等の協力の下、業種別安全衛生活動マニュアルを作成し、当該業種別団体等を通じた同マニュアル等の普及により、当該業種別団体等の安全衛生活動の活性化を図る。

(10) 自立のための支援

団体が、自主的及び継続的に安全衛生活動が実施できるよう、自立準備のため、次の事項について支援を行う。

イ 中長期的な安全衛生活動計画の策定、実施及び評価

ロ 安全衛生関連情報の提供

(11) 次年度における本事業の対象候補団体の審査

委託者が提示した対象候補団体について、次の1)から6)の書類の提出を求め、その内容を確認することにより本事業の対象としての適格性を審査し、審査結果を委託者に報告する。

なお、当該書類については、事業終了時に他の報告書と併せて委託者に提出すること。

1) 団体規約

2) 構成事業場名簿

3) 役員名簿

団体役員、団体安全衛生責任者、事務局担当者が定められていること。なお、団体安全衛生責任者とは、団体の安全衛生活動の企画・立案・推進・経理管理などの職務を行う者であり、団体役員、事務局長などであること。

4) 運営委員会名簿

5) 事業計画書（提出が可能な場合のみ提出を求めること）

6) 前年度の収支決算書（提出が可能な場合のみ提出を求めること）

(12) 安全衛生活動実施状況等について、事業場の実地調査及び指導等を行い、事例について取りまとめ、事業主に対し、幅広く紹介する。

(14) 関係機関との連携

本事業の成果を団体等以外の小規模事業場に対しても波及させるべく、関係団体・行政機関等と連携して、必要な事業を行う。

(15) 上記（１）から（11）の事業を実施するにあたっては、効果的・効率的かつ全国斉一的に実施するための方策を講じること

(16) 次年度における本事業の団体の審査

委託者が提示した団体について、次の１）から６）の書類の提出を求め、その内容を確認することにより本事業の対象としての適格性を審査し、審査結果を委託者に報告する。

- １）団体規約
- ２）構成事業場名簿
- ３）役員名簿

団体役員、団体安全衛生責任者、事務局担当者が定められていること。なお、団体安全衛生責任者とは、団体の安全衛生活動の企画・立案・推進・経理管理などの職務を行う者であり、団体役員、事務局長などであること。

- ４）運営委員会名簿
- ５）安全衛生活動計画書（経費内訳を含む）

５ 支援内容

事業年度における団体等に対する支援は、以下のとおりとする。

(１) 初年度団体への支援

委託者が提示する団体及びその小規模事業場について、４（１）から（５）、（６）のイからハ、（９）、（10）について支援を行うこと。このうち、（５）及び（６）のイからハのいずれかの安全衛生教育等は全ての小規模事業場が受けること。

(２) ２年目団体への支援

委託者が提示する団体及びその小規模事業場について、前年度の安全衛生診断、安全衛生活動結果の評価等を勘案し、４（

(13) 本事業の成果を団体等以外の小規模事業場に対しても波及させるべく、関係団体・行政機関等と連携して、必要な事業を行う。

(14) 上記（１）から（10）の事業を実施するにあたっては、効果的・効率的かつ全国斉一的に実施するための方策を講じること

←【（11）より移動】

５ 支援内容

事業年度における団体等に対する支援は、以下のとおりとする。

(１) 初年度団体への支援

委託者が提示する団体及びその小規模事業場について、４（１）から（９）について支援を行うこと。

(２) ２年目団体への支援

委託者が提示する団体及びその小規模事業場について、前年度の安全衛生活動結果の評価等を勘案し、４（１）から（９）

1) から (4)、(6) から (10) について支援を行うこと。

(3) 3年目団体への支援

委託者が提示する団体について、4 (1)、(2)、(4)、(10)、(11) について支援を行うこと。また、2年目終了時点における安全衛生活動結果の評価等を勘案し、一部の団体に対し、4 (6) について支援を行うこと。

6 施行期日

この実施要綱は、平成21年度から運用することとし、平成19年度及び平成20年度から本事業の対象となった団体については、なお従前の例によること。

について支援を行うこと。

(3) 3年目団体への支援

委託者が提示する団体について、4 (1)、(2)、(9)、(10) について支援を行うこと。